

表 4-2 自動車排出ガスの量の許容限度（各車種における最新規制値）

① 一酸化炭素、炭化水素

規制の種別	自動車の種別		燃料 の 種別	許 容 限 度							通 用 期 間				
				10-15 t-F	11t-F (g/1st)	13t-F (g/KWh)	77ppm 時(又 (3ppm)	一走行 (g)	ディーゼル自動車						
				(g/km)	走行)				13t-F	全負荷		無負荷 急加速			
一 酸 化 炭 素 CO	新 車	乗用車	普通・小型・軽 (定員10人以下)	ガソリン	2.7	85.0							3.11. 1		
			貨物車	普通・小型 (1.7t以下)	LPG	2.7	85.0								
		乗用車	普通・小型 (1.7t~2.5t)	ガソリン			136							4.10. 1	
			普通・小型 (2.5t超、 定員10人超)	LPG			105								
		使用 過程車	乗用車	手動変速機付	軽油		2.7								3.11. 1
				自動変速機付			2.7								
			貨物車	普通・小型 1.7t以下			2.7								5.10. 1
				普通・小型 1.7t~ 2.5t			2.7				9.2				
	乗用車	普通・小型・軽	ガソリン				4.5%				47.10. 1				
	炭 化 水 素 HC	新 車	乗用車	普通・小型・軽 (定員10人以下) (4サイクル車)	ガソリン	0.39	9.5						3.11. 1		
軽(2サイクル車)				LPG	0.39	9.5									
貨物車			普通・小型 (1.7t以下)	LPG	0.39	9.5						4.10. 1			
			普通・小型 (1.7t~2.5t)	ガソリン	2.7	17.0		7.9							
乗用車			普通・小型 (2.5t超、 定員10人超)	LPG				6.8							
			手動変速機付	軽油		0.62							3.11. 1		
自動変速機付					0.62										
貨物車			普通・小型 1.7t以下			0.62							5.10. 1		
		普通・小型 1.7t~ 2.5t			0.62										
乗用車		普通・小型・軽 (4サイクル車)	ガソリン				1.200 ppm					50. 1. 1			
使用 過程車		普通・小型・軽 (2サイクル車)					7.800ppm								
		特殊エンジン車					3.300ppm								
貨物車		普通・小型・軽 (4サイクル車)		LPG				1.200 ppm				50. 6. 1			
普通・小型・軽 (2サイクル車)						7.800ppm									
特殊エンジン車					3.300ppm										
新車	乗用車	普通・小型・軽	ガソリン				0				45. 9. 1				
蒸発 ガス	新車	乗用車	LPG					20			49. 7. 1				

② 窒素酸化物、粒子状物質等

規制の種別	自動車の種別		燃料の種別	許 容 限 度						適用期間			
				10・15 t-F	11t-F (g/走行)	13t-F (g/kWh)	7l/100km (ppm)	一走行 (g)	ディーゼル自動車				
				(g/km)	(g/走行)	(g/kWh)	時(又はppm)	(g)	13t-F (g/kWh)		全負荷時	無負荷急加速時	
窒素酸化物 (NOx)	新車	乗用車	普通・小型・軽 (定員10人以下)	ガソリン	0.48	6.0							3.11.1
					0.48	6.0							
		貨物車	普通 (1.7t以下)		0.98	8.5							4.10.1
							7.2						
		軽				0.74	7.5						3.11.1
			手動変速機付乗用車		等価性能重量 1.25t以下	0.98 (0.72)							
		等価性能重量 1.25t超			1.26 (0.84)								
		自動変速機付乗用車	等価性能重量 1.25t以下		0.98 (0.72)								
			等価性能重量 1.25t超		1.26 (0.84)								
		車	貨物車		普通 (1.7t～2.5t)	軽油	1.82						
									7.8				6.10.1
	大型トラック・トラックのみ								520				2.10.1
	普通 (1.7t以下)		0.84									4.10.1	
	小型 (1.7t～2.5t)		1.82										5.10.1
									7.8				6.10.1
大型トラック・トラックのみ						350				2.10.1			
粒子状物質 (チリ・煤・黒煙)	新車	乗用車	普通・小型	軽油						40%		5.10.1	
	使用過程車	貨物車									40%		
減少装置取付	使用過程車	乗用車	普通・小型・軽	ガソリン	減少装置取付不用車は、1.軽自動車 360cc以下(点火時期調整のみ) 2.初登録が42.12.31以前のもの 3.排出ガス対策(48年度規制)完了車						期限 50.3.31(43.5.1から		

注 1 昭和56年1月1日からの規制のうち、継続生産車は昭和56年12月1日、輸入車は昭和58年4月1日から  
 2 昭和56年12月1日 " 昭和57年11月1日 " 昭和59年11月1日から  
 3 昭和57年1月1日 " 昭和57年12月1日 " 昭和59年12月1日から  
 4 昭和57年10月1日 " " 昭和58年9月1日 " 昭和59年9月1日から  
 5 昭和58年8月1日 " " 昭和59年7月1日 " 昭和60年7月1日から  
 6 昭和61年10月1日 " " 昭和62年9月1日 " 昭和63年9月1日から  
 7 昭和62年10月1日 " " 昭和63年9月1日 " 平成元年11月1日から  
 8 昭和63年12月1日 " " 平成元年11月1日 " 平成3年9月1日から  
 9 平成元年10月1日 " " 平成2年9月1日 " 平成3年9月1日から  
 10 平成2年10月1日 " " 平成3年9月1日 " 平成4年11月1日から  
 11 平成2年12月1日 " " 平成3年11月1日 " 平成5年4月1日から  
 12 平成3年11月1日 " " 輸入量は平成5年4月1日から  
 13 平成4年10月1日 " " 継続生産車は平成5年9月1日 輸入車は平成6年4月1日から  
 14 平成5年10月1日 " " 平成6年9月1日 平成7年4月1日から  
 15 平成6年10月1日 " " 平成7年9月1日 平成8年4月1日から